

低濃度 PCB 廃棄物処理委託契約書

(処分用)

排出事業者（保管事業者）：林野庁 関東森林管理局 磐城森林管理署（以下「甲」という。）と、
処分業者：株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、
甲の事業場：福島県双葉郡楡葉町大字井出字羽山国有林 660 へ 2 林小班 羽山沢橋（清太郎林道第 6 号橋）から排出される低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度 PCB 廃棄物」という。）の処分に関して次のとおり委託契約を締結する。

第 1 条（法の遵守）

甲及び乙は、低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及びその他関係法令を遵守するものとする。

第 2 条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、認定証の写しを本契約書に添付する。なお、契約期間内に認定事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の認定証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

【処分に関する事業範囲】

認定の年月日	
認定番号	
無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類	別添認定証（環循規発第〇〇〇〇〇〇〇号）記載のとおり

2（委託する低濃度 PCB 廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処分を委託する低濃度 PCB 廃棄物の種類、数量及び委託単価は、別表 1 のとおりとする。

3（輸入廃棄物）

甲が、乙に委託する低濃度 PCB 廃棄物に輸入廃棄物は含まれないものとする。

4（無害化処理の方法、施設の種類、施設の設置場所及び処理能力）

甲から委託された第 2 条第 2 項の低濃度 PCB 廃棄物を無害化処理する方法、施設の種類、施設の設置場所及び処理能力は別表 2 のとおりとする。

5（搬入業者）

第 2 条第 2 項の低濃度 PCB 廃棄物を第 2 条第 4 項に指定する事業場へ搬入する収集・運搬業者は別表 2 のとおりとする。

6（最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から乙に委託された低濃度 PCB 廃棄物の最終処分場所の所在地、最終処分の方法及び施設の処理能力は別表 3 のとおりとし、契約期間内に内容に変更が生じた際は、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の別表 3 と許可証の写しを提出する。

但し、廃ポリ塩化ビフェニル等（以下「廃 PCB 等」という。）のなかの微量 PCB 汚染絶縁油（夾雑物等を含むものは除く）については、無害化処理後の残渣が発生しないこと、並びに無害化処理後に鋼材原料としてリサイクル可能な物については乙の施設で全ての処理が完了したものとし、最終処分を行なった場所は乙の名称を記載するものとする。

第 3 条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 甲は、低濃度PCB廃棄物の適正な処理のために必要な情報について、「低濃度PCB廃棄物無害化処理に係るWDS」を作成し、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。
- 2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止の観点から、委託する低濃度PCB廃棄物の情報に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- 3 甲は、委託する低濃度PCB廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す際はローリー車による場合を除き、排出事業者名（保管事業者名）、廃棄物の種類及び名称、管理番号、受け渡し予定日、荷姿及び数量を容器等に表示する。
- 4 甲は、委託する低濃度PCB廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された低濃度PCB廃棄物を、受入の開始から処理の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がなく、甲に過失があった場合は甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 甲及び乙は、第1項の業務の過程において、甲、乙、又は第三者に損害が発生した場合で、甲、乙どちらにも過失がないと考えられる場合には、本契約書第14条に基づき、甲、乙が協議をし、取り決めるものとする。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された低濃度PCB廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された低濃度PCB廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票または、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（業務委託料・消費税・支払い）

- 1 甲の委託する低濃度PCB廃棄物の処理業務に関する業務委託料は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
- 2 業務委託料の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

- 3 甲の委託する低濃度PCB廃棄物の処理業務に対する業務委託料についての消費税は、甲が負担する。
- 4 業務委託料の支払方法について、別途覚書により定めるものとする。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号の1つにでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙（以下、本項において「解除者」という。）が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何れも賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第13条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた低濃度PCB廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その低濃度PCB廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている低濃度PCB廃棄物についての処理の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上で、低濃度PCB廃棄物の無害化処理

の環境大臣認定または都道府県知事の業許可を有する他の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する業務委託料を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処理を行わせるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができるものとする。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の低濃度PCB廃棄物を、甲の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしがた、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第15条（契約期間）

本契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

福島県いわき市四倉町字東 2-170-1

甲 関東森林管理局磐城森林管理署
署長 ○○ ○○

乙 ○○県○○市○○
株式会社 ○○
代表取締役社長

〈別表1〉

1. 第2条第2項関係（委託する低濃度 PCB 廃棄物の種類、数量及び単価）

【処分に関する種類、数量及び委託単価】

種類		詳細名称	委託内訳		処分費
			数量(予定)	単位	単価(kg/円)
低濃度 PCB 含有廃棄物	汚泥	塗膜くず		kg	kg/円
	廃プラスチック類	保護具, シート		kg	kg/円
諸経費			1	式	円

〈別表2〉

1. 第2条第4項（無害化処理の方法、施設の種類の、施設の設置場所及び処理能力）

無害化処理の方法			
無害化処理の用に供する施設の種類の			
無害化処理の用に供する施設の設置場所	〇〇県〇〇市〇〇		
無害化処理の用に供する施設の処理能力	〇〇焼却炉	廃PCB等（夾雑物等混入なし）	k1/日
		廃PCB等（夾雑物等混入あり）	t/日
		PCB汚染物及びPCB処理物	t/日
	〇〇焼却炉	廃PCB等（夾雑物等混入なし）	k1/日
		廃PCB等（夾雑物等混入あり）	t/日
		PCB汚染物及びPCB処理物	t/日
		PCB汚染物及びPCB処理物	t/日

2. 第2条第5項関係（搬入業者）

名 称 株式会社 〇〇〇〇
 代表者 代表取締役 〇〇 〇〇
 所在地 〇〇県〇〇市〇〇

【収集・運搬に関する事業範囲(特別管理産業廃棄物)】

許可都道府県・政令市	(搬入先) 〇〇県
許可の有効期限	令和〇〇年〇月〇〇日
事業の範囲	別添許可証(写し)のとおり
許可の条件	
許可番号	

〈別表3〉

1. 第2条第5項関係（最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分を次のとおりとする。

最終処分先の番号 許可番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力